

第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月5日(火)13時30分～16時07分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について

(2) 鳥取県最低賃金の改正審議

(3) その他

5 資料目次

机上配付資料

(1) 令和7年度第7回目安に関する小委員会資料

(2) 第71回中央最低賃金審議会資料

(3) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

(4) 鳥取県最低賃金改正試算表

(5) 最低賃金額引上げと影響率のイメージ

(6) 消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(都道府県別：食料、持家の帰属家賃を除く総合)

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は、公益を代表する中野委員は30分程度遅れる旨の連絡をいただいています。現時点で9名の委員のうち8名の出席をいただいていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たし、本専門部会が有効に成立していることを報告申し上げます。

本日の専門部会も公開としており、現在4名の傍聴人の方がお見えになっていますが、あと3名お見えになる予定です。傍聴人の方は遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 第4回目ということで、昨日行われた第3回目ではまだ目安が出ていなかったのですが、労働者側、使用者側それぞれ、金額を提示いただきました。労働者側が1,120円、使用者側が987円ということで金額を提示していただき、大きな隔たりがあるところです。そこで、昨日の振り返りということでもう一度、労働者側、使用者側にこの金額の根拠を述べていただきたいと思います。

それでは労働者側山下委員から、この提示いただいた1,120円の根拠をお示しく下さい。

○山下委員 根拠は昨日も言いましたが、連合が算出しているリビングウェイジの、車保有のない方の生計費の基準で1,120円を提示させていただきました。

地域性を考えれば、本来は車を保有している指標である1,440円を目標にしたいところではありましたが、現状の最低賃金の額を踏まえれば、まずは鳥取のリビングウェイジであります1,120円を早期に到達すべきという考えの下、労働者としては主張をしていきたいというところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは使用者側西村委員、提示いただいた987円の根拠をお示しく下さい。

○西村委員 私どもも繰り返すにはなりますが、賃金決定の原則を踏まえた上で使用者側の最低賃金見直しの根拠は2つありまして、1つ目は物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填と、2つ目は安定した経営を前提とした安定した雇用の確保です。

以前の会議でも話しましたが、2024年の鳥取県内の経済状況の指標の中で、倒産件数は38件ということで、8年ぶりに30件超になっています。また、休廃業した会社が329件、これも過去5年で最も多い状況です。実際に賃金を見直すための前提条件

の中で、使用者側の最も大事な要素は支払能力であると思っています。賃金改定をする上においても支払能力をあくまで上限として色々と見直しをするということだと思っています。

特に最低賃金は企業の大小や収益にかかわらず全ての企業に影響を及ぼすということ、しかも法的な拘束力があるということを考えて上で、慎重な判断が求められると思っています。昨日提示させていただいた30円引き上げの根拠は、現行の最低賃金957円に対して鳥取市の消費者物価指数（総合）の上昇率3.1%を掛けたときに30円になるという根拠です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。昨日示していただいた労働者側1,120円、使用者側987円ということの根拠について述べていただきました。

昨日から本日にわたって大きく変わった点は、とうとう目安が示されたことです。

議事の1番目、令和7年度地域別最低賃金改定の目安について、昨日8月4日に開催された中央最低賃金審議会において答申がありましたので事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、令和7年度地域別最低賃金改定の目安について報告させていただきます。

机上配付資料ナンバー3、33ページを御覧ください。8月4日に開催されました第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金改定の目安について答申が取りまとめられました。まず、答申文を読み上げさせていただきます。

〔答申文の読上げ〕

○清水賃金室長補佐 続きまして、机上配布資料の35ページから、公益委員見解の主なところを説明させていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、説明いただいた目安に関する公益委員見解を御覧いただくと分かると思いますが、目安は示されましたが中央最低賃金審議会の労働者側、使用者側双方から不満の意を示されているものであるということです。

もう1点気になった点がありまして、机上配布資料の44ページ「カ 地方最低賃金審議会への期待等」の4段落目の最後のところです。「各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。」という文言がありますが、これはどういうことですか。何を意図しているのか教えていただきたいと思うのですが、事務局お願い

します。

○高橋労働基準部長 この点の解釈について本省から特段の説明はありませんが、私ども事務局が考えている中では、この各種支援策とは前回の新しい資本主義のグランドデザインの計画の中に盛り込まれている目安に加点した局に対する支援策について、この部分で述べているのではないかなと思っているところです。

○佐藤部会長 これは今後行われるもので確定ではないので考慮するなという意味なのか、今後行われるので考慮しなさいという意味なのか、そちらを知りたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋労働基準部長 昨日、石破総理も最低賃金について触れておりましたが、その中でも今申し上げました新しい資本主義のグランドデザインの計画の中で述べた支援策について、今後しっかり進めていくということをおっしゃっていましたので、どちらかというところ、その支援も踏まえたという部分で留意と使われているのではないかなと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、我々はCランクですので目安は64円ということが示されました。皆さんに御覧いただいた公益委員見解等について、公労使それぞれの側の統一見解はまた後ほど伺いたいと思いますが、せっかくですのでざっと見ていただいた現時点での感想を各委員から述べていただきたいと思います。では、花原委員からお願いします。

○花原委員 机上配布資料41ページの「全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当である」という文章に違和感があります。1,055円の6.0%で63円という金額が出ますが、今の政権が掲げた目標である5年間で1,500円にしますということであれば、1,500円を現状の1,055円で割って、5分の1を乗じた数字から1を引いた7.3%が新聞紙上で出てくる数字です。

私が計算してみたら6%では6年でちょうど1,500円になります。5年で1,500円とするのを、6年で1,500円にしましょう。それだったらちょうどいいということで、出したような感じを私は受けます。例えばA足すB足すCが6.0ならいいですが、何も無いのに急に6.0%が適当だと言われても腑に落ちません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今、花原委員に述べていただいたように本当に読んでいただいた感想だけでいいですので、述べていただけたらと思います。

今、使用者側に述べていただいたので今度は労働者側河村委員お願いします。今回は全委員に聞きます。

○河村委員 これは前々から言っている話ですが、まず中央最低賃金審議会がどこに向かおうとしているのか全く分からないということが受けた印象です。現時点での加重平均が何の意味を持つのかもよく分かりませんが、加重平均1,055円だったとして、その額が正しいのかどうなのかという議論が1つもないことに非常に違和感がありますし、憤りを覚えます。現状のいわゆる3要素を基に議論をして、結果ありきで議論をされたという印象でしか正直ないかなと思いますので、こういった議論をされているのであれば中央最低賃金審議会の役割はもう終わったのではないかと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、次は公益の中野委員をお願いします。

○中野委員 今回、初めてCランクがA、Bランクより目安が上になったことはすごく注目すべき点だと思っています。その根拠が3要素やあらゆるデータを基に、どちらかというところ何かこじつけに近い形で決められたのではないかというような気はしました。

根拠として、賃金改定状況調査の第4表、 を使い、Cランクが賃金の上昇率が高いのでということも書かれていますが、それは今年に始まったことではないのではないかなという気がしています。物価上昇率についても今回初めて食料品が入って6%になっていますが、無理やりそちらのデータを使っているということが今までと違っており違和感があります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。次は使用者側池谷委員をお願いします。

○池谷委員 皆さまの言っている意味では違うかも知れないですが、使用者としては社員が一番求めていることは物価上昇率なのかなと思っています。

ただし、使用者側からすると粗利が上がらないと労働者に賃金を持っていきません。企業の大きさによっても大分違いますが、労働分配率について机上配布資料39ページに記載があり「資本金1,000万以上で62.8%」という数字や「資本金1,000万未満で80.0%」ということで、賃金を支払う原資そのものが失われ、企業そのものももう衰退していくということになってくるのではないかなと思っています。

特に鳥取県から出られた石破総理が1,500円という数字をなぜ使っているのかと非常に憤りを感じています。都会に住んでいればそうなのでしょうけど、我が鳥取県に帰ってみて本当にそう思うのかという気持ちもあります。

賃金にしても企業の粗利にしても上げていかないといけない時代ですので、零細企業もそれなりに努力して賃金を上げていきたいという気持ちはみんな持っています。しかし、先ほどもありました補助金等の施策をするということはこれからの話ですよ。それなの

に賃金を先に上げましょうということは先に死ねということをおられるような意味合いに私は取れてしまいます。税金でぼんぼんと賃金上がる人たちには分からないところもあるのでしょうか、企業は原資がないとどうしても分配できません。この労働分配率が少なくなれば非常によくなると思うので、そのために企業は当然努力しなければいけないことだと思っています。ただ賃金上昇は段階的かつ緩やかに進めてもらいたいということが私の思いとしてあります。中小零細企業に若干の猶予をくださいという思いもあります。そして、価格転嫁の仕組みや取引慣行の見直しを含めた構造的な支援の必要性をここでも非常に訴えていただいていますし、公益委員もどんどん言ってもらっていますが、それを実際にやってもらわないことには本当に何にもなりません。賃金だけ上がって補助金は来年からですという、今の制度ではそんな感じですよ。ましてや政府が今ばらばらになっていますから来年のことか、再来年のことか分かりません。絵に描いた餅ばかりで、頑張れと言うのではなく、実際にこれをやったとか、明日からするとか、逆に言えば10月1日からするからお前たちもついてこい、頑張れと言ってもらったほうが使用者側の一個人としてはありがたいです。使用者側も頑張りますが、労働者の方も一緒に頑張ってもらって企業の粗利というものを一つ頭に置いてもらって行動していきたいなと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側北畑委員をお願いします。

○北畑委員 私もランクづけのA、B、Cランクの中でCランクの目安額がA、Bランクよりも上回ったことについては一定の価値があることだったと思っています。

しかしながら、中央最低賃金審議会が示すセーフティーネットがどこにあるのか、セーフティーネットの水準がどういったものなのかということが、この中ではなかなか認識することができなかったという部分に対しては残念な思いがしています。

先ほど確認をいただきました公益委員見解の中の「カ 地方最低賃金審議会への期待等」の3段落目に「今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」という文言がありますが、ここを私としては注目をしていきたいです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では石川委員をお願いします。

○石川委員 あまり適切ではないかもしれませんが、政府が5年で1,500円という目標を掲げ、それに基づいて審議し、目安の小委員会は出来るだけそれに近い高い数字を

出すために、高い物価上昇率の数字を探してきて作っているような印象があります。例年のものと過去のものとを比べていないので分かりませんが、答申もひたすら政府のほかの部署に対して環境を整えてくれという要請のオンパレードであり、本来であれば政府が先にそういうことをやって環境を整えた上で、高い目標に向けて企業の皆さん頑張ってくださいよというのを示していただきたかったなと思うところです。

したがって、高い数字を上げている一方でいろんなところで、これ大変ですよ、無理がありますよということがにじみ出てきている印象がありまして、そういった意味ではまとめられた方は大変苦労されたのだらうと思いますが、受け止めた地方の側としては、これをどう生かしていくのか非常に悩ましいなという印象を受けました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。そうしましたら使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 今回頂戴しました机上配付資料の99ページから「3 使用者側の見解」というものが書かれていますが、次の100ページの2段落目に「目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し」と書かれているのですが、これは素直に読むと言葉のとおりということです。

今回労使が不満を示しているということですが、審議会に参加した人が書くものであるならば、通常は自信を持ってこの目安を参考にしてくださいと書くべきものだらうなと思うところに、あえてこのようにあくまで目安なので自分たちでよく考えなさいという問題提起をされているということ自体が、河村委員がおっしゃったように、中央最低賃金審議会の意義自体がどうなのかなと思います。中央最低賃金審議会ですっかり審議をして、これが三者の共通の認識ですという形で示されるべきものが、結果的にそうならないという実態が昨年から続いているように思いますし、そこを何とかするという気持ちがこの審議会委員の中にあるのかなというのが少し疑問に思いました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、山下委員お願いします。

○山下委員 先ほどから労働者側も意見等を言っていますが、率直に目安が出てくるのが遅かったなということと、金額面についても思った以上に低かったと思っています。

机上配布資料98ページから「2 労働者側見解」が記載されていますが、労働者の見解としても「不満の意を表明した。」と最後は締めくくられています。

春闘の結果や、物価上昇の部分について消費者物価指数（総合）に米が含まれていないというところ等々を労働者側としては今年の最低賃金引上げの目安としてしっかりと主張をしていったところであるとは思いますが、それを公益委員見解という形で取りまとめ

られたため不満の意を表明したということだと思います。目安に関する小委員会では、労働者側の立場として高い水準を要求していたとは思いますが、今回の公益委員見解については不満だったというところで、何となく各地方の審議会にさじを投げたと受け止めています。これから鳥取で最適な最低賃金になるように、しっかりと主張していきながら、三者で合意ができる金額になればなというのが今時点での感想です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、最後に私からも述べさせていただきます。

まず、机上配布資料の33ページ、答申文について項目が1から13までありますが、実質的に1番は結果を述べているだけで、2、3番が賃金体系に関わってくるところで、4番以降が全部要望になっています。

今回、皆さんも感じたと思いますが、非常に遅く出てきているにもかかわらず要望ばかりで、この要望は賃上げするために必要なことです。それであれば、もう半年ぐらい前に開いて要望を出して、ある程度解決しましたからどうぞ地方は上げてくださいというのが本来の筋ではないかなと思いました。4番から13番までこれほどの未解決事項があるにもかかわらず上げてくれということは、あんまり言い方はよくないですけど、無責任ではないかなと感じました。

また、机上配布資料45ページの1つ目の段落の終わりに「中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。」と書いてあります。これは毎年書いてありますが、結局、重大な関心を持っているのは結果として出てきた金額だけではないかなと思います。私たちの専門部会も本審も、毎年かなり要望を上げていますが、残念ながらそれに対する回答は一切ありませんので、我々が出している要望には一切関心がなく、出してきた金額、昨年でしたら957円で目安に7円上げてくれたというところしか関心がないのかなと思ってしまいます。

実際は違うかもしれませんが何を言っても応答がないので、どうしてもそう捉えざるを得ないところがあります。ここに書いていただいたのであれば出した金額もそうですが、本当に重大な関心を持って私たちの審議過程並びに要望等にも留意してほしいなと感じました。

以上、目安について色々な思いはありますが、出てしまったものは出てしまったものとして尊重して今後の審議を進めていくということで、この目安額64円を尊重しながら、今後の金額審議に進んでいきたいと思います。

では議事の2番目、鳥取県最低賃金の改正審議ということで、現時点で労働者側が1、

120円、使用者側が987円と大きな開きがあります。出された目安は真ん中ぐらいの金額ということで審議を進めたいと思います。

では、いつもと同様、金額審議に入る前に労働者側山下委員、使用者側西村委員と私との三者で打合せを持ちたいと思いますので、休会にします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。本日の進め方について、長く時間を取らせていただきました。

先ほどは各委員の個人的な意見を伺いましたが、今度は労働者側、使用者側それぞれの側としての意見、目安の受け止め方を伺うのと同時に、いつもではありますが今年度は特に3要素について議論しますので、3要素についての考え方を述べていただきます。

また、昨年の公益委員見解でもまとめましたが、色々な言葉の定義について労働者側と使用者側で異なっている点がありましたので、その点について昨年と同様なのかどうなのかという点を後ほど確認させていただきたいと思っています。

それでは、各側に分かれて協議をして意見をまとめていただきたいので休会にします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 では再開したいと思います。

先ほど各委員から目安を受けた感想を述べていただきましたが、各側の受け止め方と今後の賃金額の改定に係る考え方、そして、昨年の公益委員見解に示されていますが、そもそも最低賃金をどのように考えるかということについても確認をしたいと考えています。

それでは、今回は使用者側西村委員から述べていただきたいと思います。

○西村委員 では、まず目安額そのものに対する使用者側の見解といたしますか、受け止め方について話をさせていただきます。

今の総理が就任されてからですが、この審議に入る前に政府から2020年代に1,500円という目標が明確に示された中で、今回の中央最低賃金審議会では、具体的に目標に対する到達の仕方については議論がなかったと受け止めています。これはむしろ現実的なところを考えながらの議論だったのだろうということで、我々として一番恐れていたことは、その目標から逆算して議論が進められるということですので、そういった状況ではなかったことが安心できると思いますか、それぞれが主張する根拠に基づいた議論が進められていたのだろうというところで評価したいと思っています。

ただ一方で、使用者側が何をどのように主張していたのかについて、最も重要視してい

ることはやはり経営を継続する、雇用を安定させるというところですので、3つの要素の中でも特に通常の事業の支払能力に重きを置いて、我々としては議論を進めることになると思います。その中でも特に今回の議論の中で、使用者側としては賃金の上昇率を重視して主張されていますが、これは結局、当事者である労使がお互いに自分たちの主張をして、それぞれが納得した形で最終的に出た結果が、この賃金の上昇率に反映されているということになっているのだらうと思いますので、これが最も現場の意見に近い数字になっているはずであると理解をしています。

ただ、結果的に今回示されたこの64円というCグループの目安額については、その部分が具体的に全く反映されていない結果だと思っていますので、そういう意味では、最終的に出てきた金額については納得できるものではないと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは労働者側山下委員お願いします。

○山下委員 まず目安に対する労働者側としての受け止めということで、1円ではあるものの、初めてA、Bランクよりも高い目安額がCランクに示されたということは一定の評価を出来ると考えています。ただ今、西村委員も言われましたが、64円という目安額の明確な根拠が見えてこないところが、我々としてもしっかりとした根拠を持って目安を出していただきたいなと率直に考えているところです。

冒頭にも言いましたが目安が示されたのが遅いということも含めて、余裕を持って目安の伝達を早めにしていただかなければ、地方審議会において十分な審議ができないというところが今回の目安に対する考え方で、そこを含めて今回の目安額が実際にセーフティネットとしての水準に達しているのかという疑問は残るところであります。連合が示しているものとしてリビングウェッジがありますので、しっかりした労働の対価としてのセーフティネットに達していくのかということが不十分ではないかと思います。

最低賃金法第1条の目的のところが重要だと思いますので、その水準をしっかりと示してほしかったということが、今回出てきた目安に対する労働者側の受け止めになります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは第1回目の専門部会から申し上げますが、最低賃金法第9条第2項にある3要素についての考え方を述べていただきたいと思います。では、使用者側西村委員からお願いします。

○西村委員 3要素の中でも生計費が重要であるという認識は使用者側も当然あるわけです。労働者が生活できなければ仕事に向かうことはできませんので、当然、仕事に向かえ

るだけの生計費がないと駄目だということは十分理解しています。

しかし、賃金を支払う側の立場から考えると、通常の事業の賃金支払能力を重要視せざるを得ません。一般的に給料が上がるということは、どういう仕組みで上がっていくのかというと、会社が収益を上げて、儲かったからそれを従業員の方に還元をすることで給料が上がっていきます。そうすると、また景気が良くなって結果的に会社にもそれが回り回って返ってくるので、どんどん経済が大きくなり景気が良くなる、という流れが本来のいわゆる賃金上昇の好循環だと思います。

しかし、今、どうなっているかということと実際に会社は儲かっていないのに賃金だけは上がっていくという状況が続いています。そうすると会社の体力がどんどん減り、資本もどんどん減り、本来であれば色々な事業の拡大であったり、生産性の拡大であったりに投資をして会社の規模を大きくして収益を上げようという方向に向かうべきものが、順番として逆転している関係で、いわゆる先細りになっている感が非常にあるのだと思います。したがって好循環ではなくて、悪循環に向かっているような状況です。

これは従業員の方も当然そうなのでしょうが、今はまず会社としても体力をある程度つけて、賃金が支払えるだけの収益力を上げていく方向に向かえるような状況をつくらなければ、この今の先細りの感は拭えないのだろうなと思いますので、まずは通常の事業の賃金支払能力を重きに置いて考えないといけないと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側山下委員をお願いします。

○山下委員 資料を先に配らせていただきます（労働者側作成資料を配布）。

先ほどの3要素についての考え方の資料を配らせていただきました。

昨年も同じような資料を提示させていただき、本来であれば先日の金額提示をするときに、こういう資料を出して説明をすべきだったと思いますが、今年は目安が出てくるのが遅いということもありまして、若干慌てて作りましたので間違いもあり申し訳ないと思いつながり配付をさせていただきました。

最初に訂正をさせてください。項目3番の「通常の事業の賃金支払能力」の「人材確保における各種水準」上から2つ目の備考欄が昨年そのままになっています。月額18万1,000円で労働時間157.6時間ですので、時間単価にして1,148円に訂正をお願いします。

労働者側として最低賃金法第1条の目的や第9条の3要素はしっかり理解をした上で資料を読んでいただきたいと思います。

詳しく説明しなくてもいいのかなとは思いますが、項目1番の労働者の生計費については物価が上がっていますという資料です。昨年期に比べて鳥取市消費者物価指数は3.39%上昇しています。また、中央最低賃金審議会の公益委員見解にも出ておりましたが、「1か月に1回程度購入する品目」については昨年期1.1%だったものが6.7%に大きく膨れ上がっているというところで物価が上がっていますという資料です。中央最低賃金審議会の公益委員見解でもありますが、生計費について物価を上回る賃金上昇をしていくという基本的な考え方を労働者側は持っています。

項目2番の労働者の賃金については記載のとおりであります。最低賃金での可処分所得でいいますと、今現在の957円ですと可処分所得で月額12万1,714円となり、生活保護費との比較をしても差額として2万円もないという状況になっています。実際に働いて賃金をもらっている労働者の対価としてふさわしいのは、リビングウェイズでの1,120円が最低ラインではないかということで労働者の賃金を考えています。

項目3番に通常の事業の支払能力ということで資料を出していますが、先ほど間違いがあるところを訂正させていただきました。

各項目をそれぞれ見ると時給が全て1,000円を超えています。ナンバー5の「パートタイムの労働者の1求人あたりの募集賃金下限額」を見ても1,049円ですので、事業の支払能力について現状でいけば、1,000円を超える最低賃金であっても支払能力はあるのではないかという見立てをしているところです。

簡単ですが、3要素については、こちらの資料から読み取っていただきたいと思います。
○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、次にそもそもの最低賃金に対する考え方についてお聞きしたいと思います。

昨年の公益委員見解にそれぞれの主張を記載させていただきましたが、それが変わっていないかということで確認をしたいと思います。

では、まず、使用者側からですが昨年は「賃金は労働者が仕事をした対価として受け取るものであり、労働対価とは仕事の出来栄（生産性）の「差」を賃金に反映させることである。このため、賃金と生産性には当然の整合性があり、最低賃金においても例外なく適用されるべきである。最低賃金法の趣旨・目的を十分考慮することに異論はないものの、現実問題として生産性を超えた最低賃金となるような事態は持続的な経済の発展を阻むものであり容認できない。」と述べられておりましたが、今年はいかがでしょうか。

○西村委員 考え方に全く変わりはないですが、もう少し詳しく話をさせていただきたい

ところがあります。今、この専門部会では最低賃金という、言い方はすごく不適切かもしれませんが、生産性が一番低いだろう方に適用される賃金を議論しているところです。そもそも賃金はどのように決まるのかというと、賃金とは各企業の支払能力を上限として、労働対価の原則と生活保障の原則と労働力の市場価格の原則というものに準拠して決まっていくものだと思っています。これは内部公平性と外部公平性を満たすように決定されるものだと思っています。

最初に考慮すべき支払能力についてですが、最低賃金の適用範囲は小規模事業者を含むありとあらゆる全ての企業に適用されることを踏まえ、また、法的拘束力を伴う最低賃金ですので、その審議には特に慎重な判断が求められることは当然だと思っています。先ほど3つ申し上げました原則の中の1つ目の労働対価の原則は、昨年話した仕事の出来栄への差を賃金に反映させることですが、企業の成長は仕事に対する労働者の方のモチベーションと密接に関係がありますので、成果と賃金のバランス、整合性が取れていないということであれば結局は事業そのものが成り立たなくなっていくと理解をしています。

一方で、賃金は労働者の方が仕事をした対価として受け取るお金でもありますので、最終的に生産性がなかったとしても、雇用している以上は必ずお支払いをしないとイケないものでもあると思っています。

生活保障の原則は、先ほど山下委員の資料の中にもありましたが、賃金は生活の糧ですので生活の必要性を満たすものでないと当然ならないわけです。例えば生活保障の観点から言えば、人事院勧告でも利用されている標準生計費というものがあるのですが、これは家族の人数によっていろいろ金額が変わるものです。例えば1人世帯で、鳥取市の場合でしたら月額12万円程度だったと思います。この金額を念頭に置いた上で、今の957円で1日7時間働いて、20営業日、仮にあつたとしますと大体月額13万3,000円ぐらいになります。比較をした場合に1人で自分が生活するという金額について言えば、税金とかいろいろ考えると多分ちょうど良いぐらいになり、下回っているわけではないということもあります。また、生活保護費は10万3,460円という金額が出ていますので、これは上回っています。確かに差がないということはありませんが、生活保護費を受け取っておられる方は働きたくても働けないという状況を考えると、それは致し方ないところでの差ではあるのかなと思います。

最後に労働力の市場価格の原則ですが、労働力も経済上の財に当たりますので、市場の需要と供給のバランスの影響を必ず受けるものだと思っています。人手が余っているとき

には賃金相場は下がりますし、人手不足のときには賃金相場が上がります。まさに今は人手不足で、賃金相場が上がっている状況ですが、この原則を効果的に機能させようと思うと、賃金の運用に幅を持たせて他社との差別化が図られるという状況でなければ、結局そういうことはできないということになります。最低賃金が上昇し過ぎてしまうと、この差別化の幅というものが少なくなってしまうので、いわゆる適切な市場の原理に悪影響を与えるということもあるかと思えます。

最後に、最低賃金を含めて不当に給料が安いという状況ですと、もう雇用はできませんので会社として成り立たないということが今の状況だと思えます。これだけ人材不足という状況があるわけですので、要は適切な金額に自然に導かれるものの中の一つが最低賃金だと思っています。冒頭に戻りますが、最低賃金は労使関係を無視して一方的に押しつけてしまうものである以上、かなり慎重に検討しないといけないものであると思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側ですが、昨年どのように述べられていたかという「最低賃金は、労働の対価として支払われる賃金のセーフティーネットであるべきであり、現在の最低賃金額900円ではセーフティーネットとしての水準に程遠いと言わざるを得ない。最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきである。」と述べられていますが、これに対して追加等ありましたらお願いします。

○山下委員 概ね昨年と考え方は変わっておりません。ただ、近隣県への労働力の流出というところは、少し懸念をしているところであります。今の957円という最低賃金が決して十分な生活をしていける水準になく、労働の対価としてのセーフティーネットであるべきものと考えています。先ほどの繰り返しになりますが、近隣県との差額がどんどん広がっていくという状況の中で、労働力が流出をしていくのではなからうかという懸念もあります。

何度も繰り返しになりますが、連合の示しているリビングウェイズに何とかいち早く到達できるように、我々としては主張していきたいという考えに変わりありません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。これまでのところ、目安に対する考え方、3要素に基づく考え方、そして、そもそも最低賃金というものはどういうものかという考え方について、各側の代表者によって述べていただきましたが、そのほか各側の委員の方で付

け足したいことや、これだけは言っておきたいということがありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(なし)

それでは、それぞれの意見を受けて、今度は反論をしていただきたいと思います。使用者側の申出に対して、労働者側からこういうところは違うのではないかと、ここは同意できるとかありましたらお願いします。意見をすり合わせる場ですので、ここは一致できないとか、ここはそのとおりだとかということがありましたら、おっしゃっていただければ助かります。基本的な考え方をすり合わせていく中で金額も歩み寄っていったらと考えているのですが、何かありますか。目安に対する考え方、3要素についての考え方、最低賃金に関するそもそもの考え方、結構差異があり、当然立場が違いますから差異があって当然だとは思いますが、埋められるところは埋めていきたいと考えていますので、何かありましたら質問等でも構わないのでお願いします。

(なし)

では、相手の立場ならそうだろうぐらいの納得はされているということによろしいですか。

(はい)

それでは、本日は目安が示されましたので、昨日提示いただいた金額も今後主張が変わっていくとは思いますが、まだ今日出たばかりですので、今日出してくださいというわけにもいかないと思います。これはまた次回までの宿題にさせていただきたいと思います。

明日はさらに歩み寄った金額を出していただけることを期待しますが、最初から申し上げているとおり、根拠のある数字をお示してくださいという注文をしていますので、これ以上根拠がつけられないということであれば、そのままでいいとは思っています。オークションではないので根拠のある数字で述べていただきたいと思います。

それでは、本日の改正審議についてはこれまでということで、議事の3番目、その他、何かありますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 今後の日程について、第5回専門部会は8月6日水曜日の16時からこちらの会場で開催します。

○佐藤部会長 では、連日となりますが、明日、8月6日に第5回の専門部会を行います。時間は遅くて16時からということですので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の専門部会を終了したいと思います。本日もありがとうございました。